

2015年度 外国人支援団体との交流会

外国人の権利に関する委員会

委員 大川秀史 (50期)

研修員 角 有利 (67期) 石部 尚 (67期) 早乙女朋宏 (67期) 文 景令 (67期)

1 全体講演会「外国人女性や子どものシェルター保護活動」(角有利研修員)

心地よく晴れた2015年12月7日、外国人の権利に関する委員会では、「外国人支援団体との交流会」を開催した。今年度は90名近くの方々にお集まりいただき、会場はほぼ満席となった。

まず、初めに開かれた全体会では、特定非営利活動法人「女性の家サーラー」理事の新倉久乃氏が、「外国人女性や子どものシェルター保護活動」について講演した。在日外国人女性は、外国人であること及び女性であるという二重の意味でマイナリティーの立場に置かれることが多く、支援の手も届きにくい分野である。言葉や文化が異なり、子どもを抱えた外国人女性は、日本で夫によるDV被害に遭ってどこへ、どのように逃げてよいかも分からない状態となっている。そのような外国人女性に対して、サーラーの家では7か国語による相談、自立支援を行っており、他には類をみない支援活動をしている。相談者は、フィリピン、タイ、中国が最も多く、続いて中南米となっている。

実際にDV被害に遭っている女性の救助については、現在の被害状態から救うことが第一の目標であり、そのためにサーラーではシェルターを用意している。第二の目標としては、長期的視野に立って、女性や子どもが自立できるようになるまで支援を継続することが必要である。しかし、DV被害に遭う女性の中には、日本語のみならず母国語でさえも読み書きが不自由な方も多く、夫との離婚調停、裁判を乗り切り、生活再建をするまでの支援をするには多くの手間と時間が必要となる。弁護士としては、このような

団体を法的側面から支援することを今後の課題としていきたいというのが多くの意見であった。

法律問題のプロである弁護士とこのような生活支援団体とが協力しながら弱者の支援活動にあたることが大切だと実感した。

2 第1分科会「外国人と生活保護」(石部尚研修員)

外国人は、言語の問題や在留資格の問題などから就職が困難なことも多く、日本人以上に困窮しやすいという実態がある。社会保障の最後の砦として生活保護制度があるが、一定の在留資格の外国人にしか受給が認められないという運用があり、また、2013年以降は「生活保護手帳」から仮放免者への給付に関する手引きも削除された。

このような状況の中、2014年、最高裁にて「外国人は、行政庁の通達等に基づく行政措置により事実上の保護の対象となり得るとどまり、生活保護法に基づく保護の対象となるものではなく、同法に基づく受給権を有しない」との旨の判決(最高裁平成26年7月18日判決(訟月61巻2号356頁))がなされた。

この最高裁判決を呼び水とした検討の中で、出席者の方々からは、「生活保護を受給すると定住者への在留資格変更や永住申請などにおいて不利益に取り扱われるのではないかと怖れ、困窮状態にもかかわらず生活保護の申請を躊躇する外国人がいる」「有料の医療サービスを受ける資力がないと適時適切な治療の機会を失いかねない。無料医療診断の機会は少ない」など悩ましい現状の報告がなされた。しかし、一方で、支援者やケースワーカー等の熱心な働きかけや親切

な対応によって2度目以降の申請で受給決定なされたという、外国人にとって希望を見出し得る事例も紹介された。

もともと、外国人に対する生活保護支給は国民のコンセンサスが得られにくいテーマである上、上記最高裁判例が出た以上、近い将来において外国人の法律上の生活保護受給権が保障されるようになるとは考えにくい。しかし、粘り強い交渉や温かい支援によって、1人1人の外国人の申請を助け、それらの積み重ねによって困窮外国人の前に立ちはだかる壁に風穴を開けることができるのではなかろうか。

3 第2分科会「教育～留学生が直面する問題～」 (早乙女朋宏研修員)

白熱した議論、意見交換の場も、時間の関係で懇親会へと移動せざるを得なかったことが名残惜しい。当分科会は、「教育～留学生が直面する問題～」ということで、教育関係に携わる方々の多数の出席により、盛況を極めた。

冒頭、司会進行役である当委員会の吉里かおり委員から、日本における現在の外国人留学生在籍状況について簡単なアナウンスがなされ、その後、事前にお話を伺っていた敬愛大学学生支援室の熊井夢立氏より、同大学が抱える留学生の諸問題について、その実情及び実践している対策法の説明をいただいた。

熊井氏によれば、同大学が抱える留学生の諸問題として、在留資格に関する問題（在留資格更新、資格外活動等）、刑事事件に巻き込まれた場合の法律家へのアクセス、文化の差から生じる日常生活の問題（ゴミの分別等）があり、これらの問題に対して、行政書士との提携関係を結ぶなどして対処しているとのことだった。

その後、熊井氏のお話を契機に、多数の出席者の方々から、それぞれが抱える外国人の「教育」に関する問題について、悩みや意見が上がった。そして、これら悩みや意見に対して、解決策を知っている参加者や、異なる意見を有する参加者から応答があり、その後も、話は難民、無国籍児童の教育等、より人権に密着した議論へと発展して行き、

あっという間に終了を迎えることとなった。

今回の分科会を通じて、ひとくりに「教育」といっても、それに携わる人たちは複数おり、関わり方も、立場によって大きく異なることから、そこで抱える悩みについても当然異なるということに気付かされた。願わくば、当分科会で出された様々な意見から、それぞれが抱える悩みを解決する糸口を得られていれば幸いである。

4 第3分科会「差別とヘイトスピーチ」(文景令研修員)

第3分科会では、ヘイトスピーチ記録映像の上映、ヘイトスピーチをめぐる最近の動きについて報告し、国際人権条約及び人種差別撤廃条約上、ヘイトスピーチ根絶に向け政府が積極的措置をとる義務があるにもかかわらず、法案が可決されていない現状を確認した。

また、当委員会内人種差別撤廃PT作成のパンフレット『地方公共団体とヘイトスピーチ～私たちの公共施設が人種差別行為に利用されないために～』について、その作成経緯と内容を説明し、ヘイトスピーチ目的での公共施設利用に対する対処基準を提示した。

現場を知る出席者の方からは、「ヘイトスピーチは形を変えて行われており、減っているという実感は全くない」との感想、「反論すればいい、というのはヘイトスピーチの実態を理解していない人々の意見である」との声もあった。さらに、「施設利用申請行為の段階では、明らかに公序良俗に反するタイトルでの申請以外は、許可せざるを得ず、判断が非常に難しい」という、現場ならではの貴重な意見もあり、ヘイトスピーチの火種が未だにくすぶり続けている実状と、ヘイトスピーチ規制法の早期制定の必要性が改めて浮き彫りになった。

人種差別撤廃PTとしては、今後も引き続き、東京都区内の公共施設管理者の方々に対し、パンフレット説明会や情報交換会等の開催を積極的に働きかけていくことで、ヘイトスピーチ根絶に向けた草の根的活動を行っていく必要があることを再確認した。

2016年 東京弁護士会 新年式

総務委員会委員長 太田 秀哉 (34期)

例年になく、正月から穏やかな暖かい日が続くなか、東京弁護士会新年式は、2016年1月8日午前10時30分から弁護士会館クレオで開催された。

1 伊藤茂昭会長の式辞

昨年は、戦後70年を迎え、立憲主義と恒久平和主義を守る観点から、多方面の活動を展開した。歴代会長声明、戦後70年企画としての写真展、資料展などを通じて戦争の悲惨さを伝え平和の礎を守る活動を行った。



式辞を述べる伊藤会長

会長就任時に掲げた課題である憲法と平和を守る安保法制に対する活動、安定的な規模観を持った法曹養成制度の確立、司法修習生への経済的支援、弁護士の活動領域の拡大、権利保護保険の普及、司法アクセスの拡充、弁護士業務の社会性・公益性を訴える中学・高校・大学での活動等について述べられた。

さらに、今年度に取り組んだものとして、市民のための法律相談事業の改革、ぼったくり対策事業、ヘイトスピーチ問題をあげられた。

136年目を迎える東京弁護士会は、弁護士自治を堅持しつつ、市民が頼ることのできる弁護士会をめざして努力していきたいとの決意を力強く表明された。

2 来賓の祝辞

各来賓から、被表彰会員、永年勤続職員及び人権賞受賞者にお祝いの言葉が述べられた。

村越進日弁連会長からは、昨年、進展が見られたものとして司法基盤の整備、とりわけ裁判所支部の充実に向けての最高裁との協議、ひまわり相談ネットサービスの開始、弁護士費用保険の拡充をあげられ、今年取り組むべき課題として、法曹養成制度改革をあげられた。また、会員からの請求により開催される3月11日の日弁連臨時総会に対する取組みの要請がなされた。

当会の元会員であられた山浦善樹最高裁判事は、裁判所の市民に対する広報活動の工夫の一つとして、小学生の法廷見学では各最高裁判事が小学生からの質問に直接応答しているとして、そのうちのいくつかの質問とそれに対する回答を披露された。

裁判官も法廷にこもって法律解釈をしているだけではなく、市民に法的問題について理解と賛同をしてもらえるよう努力をすることが必要であり、弁護士会も裁判所と協力して市民に理解を得られるよう努力していただきたいと述べられた。

また、同じく、当会の元会員であられた鬼丸かおる最高裁判事は、任官直前に受任されたごく単純な事件と思われたものが、その後、思いもかけない大きな広がりを見せたこと、事件自体は、他の方に引き継がれたが、その事件がきっかけで、カナダを訪問されたときに、日系の裁判官とお会いになられたお話をされ、法律家の仕事はこのような思いもかけない広がりを見せる素晴らしい仕事であることを若い世代に伝えていかなければならないことを話された。

次に、岩城光英法務大臣から寄せられた祝辞では、法テラス東京が島嶼部で行っている無料法律相談での弁護士会との連携、東日本大震災問題の支援に対する協力についての感謝が述べられ、今年度、総合法律支援法等の種々の改正法案成立に向けて努力されるとの決意が述べられた。さらに、東京弁護士会に対して、法の支配の貫徹に向けた弁護士の活躍についての期待も述べられた。

貝阿彌誠東京地方裁判所所長からは、国民から信頼される質の高い司法を実現するために、法曹三者が忌憚のない意見交換をすることが重要であり、東京地裁所長、家裁所長、東京地検検事正、東京三弁護士会会長によって、月一回開催される昼食会での意見交換が紹介された。

八木宏幸東京地検検事正は、わかりやすく迅速な裁判員裁判の実現、犯罪被害者の支援、被告人の社会復帰支援、法教育等、弁護士会と検察庁が連携して協力していく機会が増えたこと、このための相互理解の重要性を訴えられた。

3 先進会員等の表彰

在会50年表彰では西嶋勝彦会員が、100歳表彰では島田種次会員が、90歳表彰では笠原喜四郎会員と田倉整会員が、80歳表彰では稲田寛会員がそれぞれを代表して表彰状を受け取られた。

被表彰者を代表して在会50年表彰の堀野紀会員は謝辞の挨拶の中で、平和憲法は国の形として定着し、戦後70年法律家の立場で守ってきたという自負があったが、日本が



被表彰会員を代表して堀野会員の挨拶

外へ出て戦争ができるように国の形がかわってしまったのではないかと、「戦中と戦後を過ごしてまた戦前」という川柳があるが、この懸念が現実になったのではないかと述べられ、多様な価値観があるが、個人が大切にされる社会を実現できるようがんばっていききたいという力強い決意が述べられた。

4 第30回人権賞

第30回東京弁護士会人権賞の選考経過と結果の報告が、人権賞選考委員会の福田泰雄委員長からなされた。

今回は、過労死被害に対する救済と過労死の根絶をめざして結成され、過労死等防止対策推進法の成立に大きな役割を果たされた「全国過労死を考える家族の会」、看護師として、阪神・淡路大震災後の仮設住宅での災害被災者の心身両面でのケアに多大な功績のあった故・黒田裕子氏が選ばれ、伊藤会長から、表彰状と青銅テミス像、副賞の50万円が贈呈された。

5 新年祝賀会

新年の門出を祝った鏡開きに続き、高中正彦前年度会長の音頭で新年祝賀会の宴が始まった。出席者は、230名であり、大橋正春最高裁判事や山口那津男参議院議員にもご出席いただき、新年の門出を祝うに相応しい盛会となった。中締めでは、林史雄常議員会議長の音頭により万歳三唱が行われ、めでたく祝賀会はお開きになった。



祝賀会の様子